

## 運営基準の主な検討項目等について

### 1-1. 運営基準に係る論点について

#### 1. 運営基準について

##### (1) 概要

- 上記1において記載されているとおり、給付費(委託費)の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業者の運営に関する基準については、その対象とすべき事項に関する検討が必要となる。
- 加えて、国基準のうち、
  - ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」事項は「従うべき基準」
  - ・「それ以外の事項」については「参酌すべき基準」
 となることから、この分類に関する検討も併せて必要。
- 併せて、認可基準において定めている事項又は定めるべき事項との関係についても留意が必要。
  - ※ 介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目、指定基準のみにおいて定められている項目等が存在。

#### 2. 運営基準の主な検討項目等について

##### (1) 運営基準に規定することを検討する事項について

- 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。
- このうち、運営基準において規定する内容と同基準の運用に当たって通知等により明確化していく内容等を整理しつつ、対応方針を検討する。

分類	主な検討事項(案)
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの心身の状況の把握</li> <li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</li> <li>・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)</li> <li>・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</li> <li>・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・秘密保持、個人情報保護</li> <li>・非常災害対策、衛生管理</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)</li> <li>・記録の整備</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li> </ul>

##### (2) 主な検討項目・論点

###### ① 利用開始に伴う基準

###### i) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

- 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、

## 実務面における対応について検討が必要

※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。

※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

## 【対応方針(案)】

- 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。
  - その際、事前説明を要する事項としては、
    - ・運営規程(③ i)参照)の概要
      - ※施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担(実費徴収・上乗せ徴収を含む)等
    - ・苦情処理体制(③ vi)参照)
    - ・事故発生時の対応(③ iv)参照)
- といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。
- ※ これらの事項については、事前説明と相まって、情報公表の対象にもなることで、保護者もこうした情報をあらかじめ参考にした上で、施設を選択し、利用を希望することが見込まれる。
- また、事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。
  - その上で、教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、重要事項の説明書のモデル等、運用上、求める手続き等に関して、更に検討していくこととする。

## ii) 応諾義務

- 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。

※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

## 【対応方針(案)】

- 「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。
- このうち、③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。
  - ※その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度の運用(児童福祉法)との関係、直接契約と委託の違い等についても留意。
- 利用申し込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあつせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。
- また、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。(後述④撤退時の対応も参照)

## iii) 定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考

- 定員を上回る利用の申し込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

## 【対応方針(案)】

- 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。  
※情報公表事項にも含まれている。
- 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。

＜参考＞子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案) (平成25年8月6日内閣府事務連絡)

## 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

## 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

2 (二) (1) また、市町村は、特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

- また、保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。(優先利用に係る取扱いの中で整理)

## iv) 支給認定証の確認、支給認定申請の援

## 【対応方針(案)】

- 受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。
- 支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。(申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能)  
※ 教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続を行うことを可能とする。

## ②教育・保育の提供に伴う基準

## i) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

## 【対応方針(案)】

- 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする。
- 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないこととする。

## ii) 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

## 【対応方針(案)】

- 現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。
  - ①利用児童の平等取扱い
    - ・入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。
  - ②虐待等の禁止
    - ・職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
  - ③懲戒に係る権限の濫用防止

・懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。

iii)連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ※詳細については、地域型保育事業の認可基準と並行して検討。

【対応方針(案)】

- 地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。
- 特に、連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
  - ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
  - ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。(それ以外の場合であっても、明示することは可能)
    - ※①i)の重要事項の説明事項とするかは要検討。
- 教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。

iv)上乗せ徴収等の取扱い

- 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。(公定価格に係る検討と並行して検討することとするか)
- 実費徴収に限度を設けるかどうか。
  - ※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。
  - ※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

【対応方針(案)】

- 実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業(地域子ども・子育て支援事業)とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討することとする。

v)特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

- 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等をどうするか。

【対応方針(案)】

- 当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。
  - ※特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。

vi)教育・保育の提供に関するその他の事項

- 給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。

③管理・運営等に関する基準

i)運営規程の策定

- 運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

【対応方針(案)】

- 施設法において求めている学則、運営の方法との関係も踏まえ、介護保険制度、障害児支援制度等を参考にしながら、運営規程において定めるべき事項として、以下のような事項について定めることを求めることとする。
- ①施設・事業の目的及び運営の方針
  - ②提供する教育・保育の内容
  - ③職員の職種、員数及び職務の内容
  - ④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)
    - ※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。
    - ※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。
  - ⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
  - ⑥利用定員
    - ※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める。
  - ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)
  - ⑧緊急時等における対応方法
  - ⑨非常災害対策
  - ⑩虐待防止のための措置に関する事項
  - ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項

<参考・運営規程と学則>

運営規程(介護保険)		学則
指定介護老人福祉施設基準 23 条	指定居宅サービス等事業基準 100 条	学校教育法施行規則4条
①施設の目的及び運営の方針	①事業の目的及び運営の方針	①修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②従業者の職種、員数及び職務の内容	②部科及び課程の組織に関する事項
③入所定員	③営業日及び営業時間	③教育課程及び授業日時数に関する事項
④入所者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額	④指定通所介護の利用定員	④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	⑤収容定員及び職員組織に関する事項
⑥非常災害対策	⑥通常の事業の実施地域	⑥入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦サービス利用に当たっての留意事項	⑦授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
	⑧緊急時等における対応方法	⑧賞罰に関する事項
	⑨非常災害対策	⑨寄宿舎に関する事項
	⑩その他運営に関する重要事項	

運営規程(障害児支援)

指定障害児入所施設基準 34 条	指定障害児通所支援事業基準 37 条
①施設の目的及び運営の方針	①事業の目的及び運営の方針
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②従業者の職種、員数及び職務の内容

③入所定員	③営業日及び営業時間
④指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額	④利用定員
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
⑥非常災害対策	⑥通常の事業の実施地域
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦サービス利用に当たっての留意事項
⑧主として入所させる障害児の障害の種類	⑧緊急時等における対応方法
⑨虐待の防止のための措置に関する事項	⑨非常災害対策
⑩その他施設の運営に関する重要事項	⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
	⑪虐待の防止のための措置に関する事項
	⑩その他運営に関する重要事項

## ii) 個人情報管理(秘密保持)

- 支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報<sup>\*</sup>であって、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。

<sup>\*</sup>支給認定証の記載事項については、保育の必要性の認定と並行して検討

## 【対応方針(案)】

- 施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。その際、支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要ではないか。
- 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。  
※雇用契約時に取り決めた上で、違約金についての定めを置くといった措置が考えられるか。
- 一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。

## iii) 非常災害対策、衛生管理等

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制等を整備することを求めるか。
- また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めるか。

## 【対応方針(案)】

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。
- また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。

## iv) 事故発生の防止、発生時の対応

- 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

## 【対応方針(案)】

- 運営基準においては、施設・事業者に対して、以下の措置を講じingことを求めることを基本としてどうか。なお、これらの措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。  
＜事故の発生(再発)防止＞  
○ 事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じingことを求めてはどうか。

- ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること
- ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと
- <事故発生時の対応>
- 事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じることを求めている。
- ① 事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を行うこと。
- ② その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。
- ③ 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。
- その上で、施設・事業による対応のみならず、
- ①特に重大な事故に係る情報の集約、公表  
※プライバシー等に対する配慮に留意 ※重大な事故の範囲等についても検討
- ②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック(周知)
- ③事故再発防止のための支援や指導監督などについての行政の取組のあり方等について、速やかに検討していくこととする。

## v) 評価

- 教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者等)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要。

※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意

<参考:各評価の内容、義務付け(現行)>

	幼稚園	保育所	認定こども園
自己評価	【義務】(学校教育法施行規則 39条、66条、68条) 園長のリーダーシップの下、当該園の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らし、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価。	【努力義務】(保育所保育指針) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努める。	
関係者評価	【努力義務】(学校教育法施行規則 39条、67条、68条) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。	—	【努力義務】(設備及び運営に関する基準(平成18年文部科学省・厚生労働省告示)) 自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努める。
第三者評価	—	【努力義務】(社会福祉法第 78条) 国の評価基準ガイドラインを踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って行う都道府県推進組織の認証を受けた第三者評価機関が行う評価。	

※ その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要

## 【対応方針(案)】

- 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。
- その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとする。(コスト評価については、公定価格において検討)。

## vi) 苦情処理

## 【対応方針(案)】

- 入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。
- また、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。

## vii) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)使途制限等の取扱いについて、検討が必要。

## 【対応方針(案)】

- 公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。
- その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。(公表方法など運用面等に関する詳細については、今後、更に検討。)

<会計処理に関して、今後、実務面について検討が必要な事項>

- また、会計上の取扱いとして、施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としてはどうか。

(例)学校法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・学校法人会計基準を適用

社会福祉法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・社会福祉法人会計基準を適用

株式会社等の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・企業会計基準を適用 など

- 給付費の使途については、区分経理と情報公表を前提とした上で、介護保険制度などを踏まえつつ、検討していくこととしてはどうか。また、私立保育所の委託費の使途については、どのように考えるか。
- 加えて、会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。

## viii) 管理・運営等に関するその他の事項

## ア) 勤務体制の確保等

- 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。

## イ) 誇大広告の禁止

- 施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。

## ④ 撤退時のルール

- 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

## 【対応方針(案)】

- 施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。
- また、上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。

## ＜参考 特別養護老人ホームの認可基準・指定基準について＞

特別養護老人ホーム(認可基準) (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第46号)	介護老人福祉施設(指定基準) (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第39号)
1 総則 2 基本方針 3 構造設備の一般原則 4 設備の専用 5 職員の資格要件 6 職員の専従 7 運営規程 8 非常災害対策 9 記録の整備 10 (削除) 11 設備の基準 12 職員の配置基準  12の2 サービス提供困難時の対応  13 入退所  14 入所者の処遇に関する計画 15 処遇の方針 16 介護 17 食事 18 相談・援助 19 社会生活上の便宜の提供等 20 機能訓練 21 健康管理 22 入院期間中の扱い  23 施設長の責務  24 勤務体制の確保等 25 定員の遵守  26 衛生管理等 27 協力病院等	1 基本方針  (→3) 2 人員基準(職員の員数、資格要件、専従要件等) (→2) (→23) (→26) (→37)  3 設備基準(設備の専用を含む) (→2) 4～37 運営基準 4 内容・手続の説明及び同意 4の2 提供拒否の禁止 4の3 サービス提供困難時の対応 5 受給資格等の確認 6 要介護認定の申請に係る援助 7 入退所 8 サービス提供の記録 9 利用料等の受領 10 保険給付の請求のための証明証の交付 11 サービスの取扱方針 12 施設サービス計画の作成 13 介護 14 食事 15 相談・援助 16 社会生活上の便宜の提供等 17 機能訓練 18 健康管理 19 入院期間中の扱い 20 入所者に関する市町村への通知 (不正行為による保険給付を受けた場合等) 21 管理者による管理 22 管理者の責務 22の2 計画担当介護支援専門員の責務 23 運営規程 24 勤務体制の確保等 25 定員の遵守 26 非常災害対策 27 衛生管理等

28 秘密保持等	28 協力病院等 29 掲示 30 秘密保持等 31 広告
29 苦情処理	32 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止
30 地域との連携等	33 苦情処理
31 事故発生の防止・発生時の対応	34 地域との連携等 35 事故発生の防止・発生時の対応
	36 会計の区分
	37 記録の整備

## 2-2. 業務管理体制の整備について

### 1. 業務管理体制について

#### (1) 概要

- 子ども・子育て支援法では、給付(委託費)の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めるとしている(子ども・子育て支援法55条)。

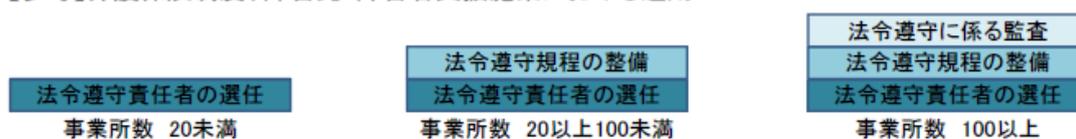
※介護保険制度、障害者自立支援制度と同様

- また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣はそれぞれ以下の区分に応じて必要な指導監督を行う。
  - ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合：市町村
  - ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合：内閣総理大臣(国)
  - ・それ以外の場合：都道府県

#### (2) 主な検討項目

- 業務管理体制の整備に当たって、設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容をどの程度のものとするのか、検討が必要。

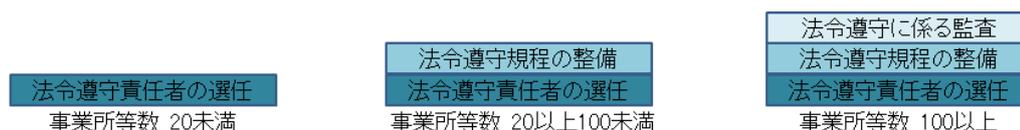
#### 【参考】介護保険制度、障害児・障害者支援施策における運用



- また、上記(1)の整理に従って、国・都道府県に対して届出を行った場合、確認の実施主体である市町村に対して、併せて同様の届出を求めるとについて、検討が必要。

#### 【対応方針(案)】

- 設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害者支援施策等と同様とする。



※「事業所等数」は、確認を受けている施設又は事業所の数。

同一事業所であっても、異なる事業を行っている場合(小規模保育事業と家庭的保育事業等)は、異なる事業所としてカウント。

- 届出の内容は、全ての事業者を求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項につ

いて、それぞれ以下を求めることとする。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名等	すべての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数 20 以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数 100 以上の設置者・事業者

(参考)介護保険制度の例

- ・法令遵守規程:法の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの(事業者の実態に即したもの)
- ・法令遵守に係る監査(業務執行の状況の監査)の方法 :監査(内部監査又は外部監査)の担当者、監査の実施方法等

○業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣(国)は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。

※内閣総理大臣又は都道府県知事が指導監督を行うときは、確認主体である市町村長と密接な連携の下に行う。(子ども・子育て支援法第56条第2項)

※市町村長は、確認を行った施設・事業者について、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して指導監督を行うよう求めることができる。(子ども・子育て支援法第56条第3項)